

# 豊山町都市計画マスタープランの改訂について

## 1 改訂の趣旨

現行の豊山町都市計画マスタープランは、平成31年度までを計画期間として、平成20・21年度の2年間をかけて、平成22年3月に策定しました。

本マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として豊山町がとりまとめたものです。

現在、改訂が進められている町の上位計画である「豊山町第4次総合計画」や愛知県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の計画との整合を図り、概ね20年後の都市が目指すべき姿を展望しながら、概ね10年を目途とし、それを実現していくための新しいまちづくり方針となるよう、見直しを行うものです。

## 2 都市計画マスタープランの構成（案）と期間

構成は、「豊山町の現況と課題」「全体構想」、「地域別構想」とします。

期間は、2020年度から2029年度までの10年間とします。

## 3 マスタープラン改訂方法

改訂にあたっては、職員に加えて、学識者、公募町民等からなる豊山町都市計画策定委員会（別紙）を組織し、検討を進めます。

様々な現実を日々実感している町民の意見や願いをしっかりと汲み上げるため、町民の意向をアンケート調査します。

また、地域別構想に関しては、公募町民等により構成される地域別懇談会を平成31年2月から7月までに4回開催し、ワークショップ方式により、地域の特性や課題、地域ごとのまちづくりのアイデアを抽出したうえで、構想の策定を行います。

こうした過程を経たまちづくりの構成（案）について、意見や提言を可能な限り反映させるため、パブリックコメントを実施したうえで、豊山町都市計画審議会に諮問します。

## 4 改訂作業予定

平成30年11月～12月 町民意向調査

平成31年1月～32年3月 都市計画策定委員会 5回程度

平成31年2月～7月 地域別懇談会 4回程度

平成31年秋頃 パブリックコメント

平成31年秋頃～32年3月 都市計画審議会 2回程度

平成32年3月 改訂